

平成23年1月18日

国立大学法人広島大学長

浅原利正

本学「課程博士」学位授与の取消し及び学位記の返還について（コメント）

このたび、本学では平成19年3月7日に課程博士として授与した学位について、その基となる「学位論文」に公正を欠くとみなされる行為が発覚したため、学位授与の取消し及び学位記を返還させるという、前例のない事態が生じました。学位を授与する高等教育機関として、このような問題が発生したことは極めて遺憾であります。

今回認定した不正行為は無断引用（盗用）であり、特に、学位論文の要点を冒頭にまとめた「本研究の成果」の記述に至っては、全体の約45%の部分の記述に関して盗用が認められ、その態様は悪質です。他者の論文等の著作物を無断で使用し、それを自らの研究業績のように装うことは絶対にあってはならないことです。

本学といたしましては、この事実を受け、研究活動の公平性の確保の観点と学位を授与する高等教育機関としての社会的責任を重く受け止め、このような厳正な措置を行ったものです。

不正行為は、一義的には研究者・学生個人の倫理に関わる問題ではありますが、今回の問題を通して、大学院教育における指導や学位審査の在り方に対し、厳しく反省を迫られるものであると考えています。

今回の事態によって損なわれた広島大学の学位に対する社会的信頼を回復するため、再発防止に向け、大学院生に対し研究活動に関わる倫理教育の強化としてガイダンスの義務化を図ります。また、学位審査水準の向上を目的として積極的に外部審査委員を加えることにより、学位審査体制の充実、透明性、客観性の確保を図り、学位の質保証に結びつけていきます。